

令和3年10月8日

三重四水系 ダム管理連絡調整協議会（第3回）

議事次第

1. 議事

①「三重四水系ダム洪水調節機能協議会」の設置について

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正について
- ・協議会規約改定（案）について

②事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補償制度について

- ・事前放流ガイドラインの改定について

(参考資料)

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（資料－1）
- ・協議会規約改定（案）について（資料－2）
- ・事前放流ガイドラインの主な内容（資料－3）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

R3.2.2閣議決定

R3.5.10公布

R3.7.15一部施行

2. 沼澤ができるだけ防ぐための対策

(1) 河川・下水道における対策強化

◎中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

○河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進。

→河川法改正。第51条の2を新設。

（ダム洪水調節機能協議会）

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

三 関係都道府県知事

四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調つた事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

以下、関連通知等

利水ダム治水機能向上事業の実施について

R3.7.9 国水流第6号、国水治第30号 本省水管理・国土保全局長 → 中部地方整備局長

・河川管理者自らが利水ダムの改造等を行う事業「利水ダム治水機能向上事業」の実施要領の通知

利水ダム治水機能向上事業実施要綱の運用について

R3.7.9 国水流第7号、国水治第32号 本省水管理・国土保全局河川環境課長・治水課長 → 河川部長

・利水ダム治水機能向上事業実施要綱の適正な実施を図ることを目的として、運用を通知

事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について

R3.7.16 国水環第30号 本省水管理・国土保全局長 → 中部地方整備局長

事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について

R3.7.16 国水環第31号 本省河川環境課長 → 中部地方整備局長

・改定ガイドラインの通知

河川法第51条の2に基づく「ダム洪水調節機能協議会」の設置について

R3.7.29 事務連絡 本省河川環境課流水管理室長 → 河川部長

・協議会設置に当たっての留意点の周知

・協議会の設置目標：令和3年9月中

・規約案の周知

【河川法】 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

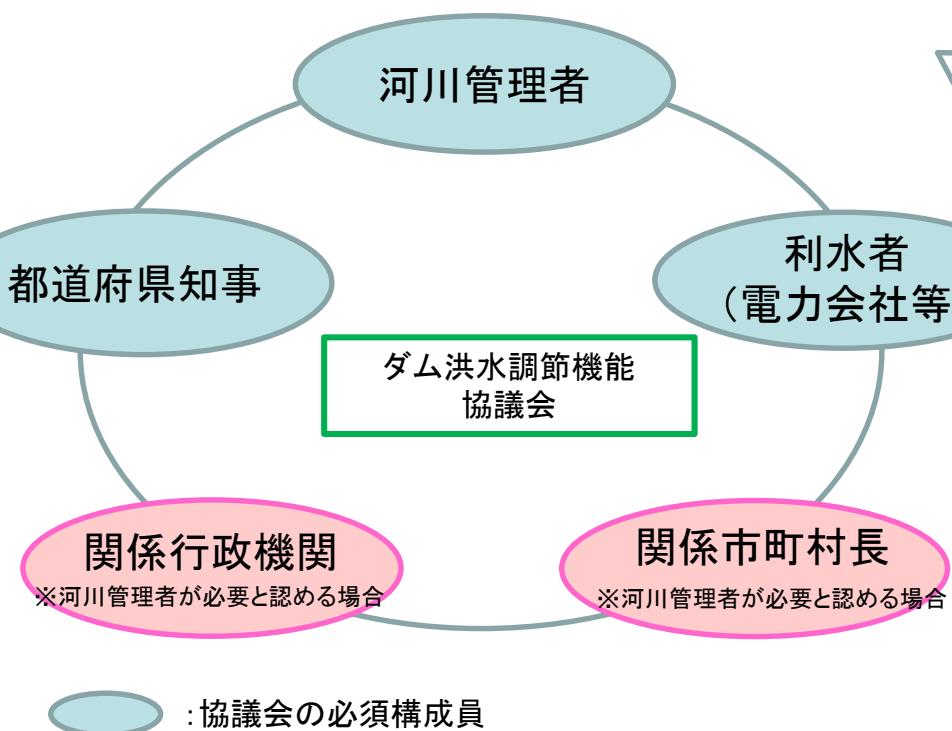
- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。



【改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」制度を創設

【ダム洪水調節機能協議会のイメージ】



(協議会設置)

- 一級河川: 設置必須
- 二級河川: 設置任意

(構成員)

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成・見直し

→ **構成員は協議に応じなければならない**
構成員は協議結果を尊重

資料一2

三重四水系ダム洪水調節機能協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「三重四水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象水系とダム)

第3条 協議会の対象ダムは、鈴鹿川水系における、加佐登調整池、雲出川水系における、君ヶ野ダム、櫛田川水系における蓮ダム、宮川水系における、宮川ダム、三瀬谷ダム、不動谷ダムを対象とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者とダム管理者及びダム関係者のうち、別表一1に掲げる機関にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長・副会長を置くものとし、各役職については、別表一2に掲げる者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者からの意見を求めるため、委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。

七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。

八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会には幹事長、副幹事長を置くものとし、各役職については、別表－3の職務にある者を持って構成する。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

4 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者からの意見を求めるため、幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局三重河川国道事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他協議会の運営に関する事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年3月27日から施行する。

(一部改正) 令和3年●月●●日

(委員又は幹事の選出)

第2条 各機関から選出された委員又は幹事は、所属する機関の判断により隨時変更することが出来るものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

三重四水系ダム洪水調節機能協議会 規約

(名称)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「三重四水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象水系とダム)

第3条 協議会の対象ダムは、鈴鹿川水系における、加佐登調整池、雲出川水系における、君ヶ野ダム、櫛田川水系における蓮ダム、宮川水系における、宮川ダム、三瀬谷ダム、不動谷ダムを対象とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者とダム管理者及びダム関係者のうち、別表一に掲げる機関にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長・副会長を置くものとし、各役職については、別表二に掲げる者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者からの意見を求めるため、委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。

七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。

八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会には幹事長、副幹事長を置くものとし、各役職については、別表－3の職務にある者を持って構成する。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

4 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者からの意見を求めるため、幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局三重河川国道事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他協議会の運営に関する事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年3月27日から施行する。

(一部改正) 令和3年10月8日

(委員又は幹事の選出)

第2条 各機関から選出された委員又は幹事は、所属する機関の判断により隨時変更することが出来るものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表－1 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	対象水系
国	三重河川国道事務所	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	蓮ダム管理所	櫛田川
三重県	県土整備部 河川課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	農林水産部 農業基盤整備課	鈴鹿川
	企業庁 水道事業課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川
	企業庁 工業用水道事業課	鈴鹿川・雲出川
	津建設事務所(君ヶ野ダム管理室)	雲出川
	松阪建設事務所(宮川ダム管理室)	宮川
水資源機構(三重用水管理所)		鈴鹿川
中部電力株式会社		櫛田川・宮川
三重用水土地改良区		鈴鹿川

別表－2 協議会 委員及び役員

関係機関	委員	役職
国	三重河川国道事務所	所長
	蓮ダム管理所	所長
三重県	県土整備部 河川課	課長
	農林水産部 農業基盤整備課	課長
	企業庁 水道事業課	課長
	企業庁 工業用水道事業課	課長
	津建設事務所	所長
	松阪建設事務所	所長
水資源機構 三重用水管理所		所長
中部電力株式会社	三重水力センター 業務課	課長
三重用水土地改良区		事務局長

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官

別表－3 幹事会 幹事及び役員

関係機関	幹事	役職
国	三重河川国道事務所	副所長
	蓮ダム管理所	専門官
三重県	県土整備部 河川課	河川計画班長
	県土整備部 河川課	ダム班長
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長
	企業庁 水道事業課	事業経営班長
	企業庁 工業用水道事業課	事業経営班長
	津建設事務所	君ヶ野ダム管理室長
水資源機構	松阪建設事務所	宮川ダム管理室長
	中部支社	水管理・防災課長
中部電力株式会社	三重用水管理所	所長代理
	三重水力センター 業務課	副長
三重用水土地改良区		事務局長

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官

別表－1 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	対象水系
国	三重河川国道事務所	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	蓮ダム管理所	櫛田川
三重県	県土整備部 河川課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	農林水産部 農業基盤整備課	鈴鹿川
	企業庁 水道事業課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川
	企業庁 工業用水道事業課	鈴鹿川・雲出川
	津建設事務所(君ヶ野ダム管理室)	雲出川
	松阪建設事務所(宮川ダム管理室)	宮川
水資源機構(三重用水管理所)		鈴鹿川
中部電力株式会社		櫛田川・宮川
三重用水土地改良区		鈴鹿川

別表－2 協議会 委員及び役員

関係機関	委員	役職
国	三重河川国道事務所	所長
	蓮ダム管理所	所長
三重県	県土整備部 河川課	課長
	農林水産部 農業基盤整備課	課長
	企業庁 水道事業課	課長
	企業庁 工業用水道事業課	課長
	津建設事務所	所長
	松阪建設事務所	所長
水資源機構 三重用水管理所		所長
中部電力株式会社	三重水力センター 業務課	課長
三重用水土地改良区		事務局長

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官

別表－3 幹事会 幹事及び役員

関係機関	幹事	役職
国	三重河川国道事務所	副所長
	蓮ダム管理所	専門官
三重県	県土整備部 河川課	河川計画班長
	県土整備部 河川課	ダム班長
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長
	企業庁 水道事業課	事業経営班長
	企業庁 工業用水道事業課	事業経営班長
	津建設事務所	君ヶ野ダム管理室長
水資源機構	松阪建設事務所	宮川ダム管理室長
	中部支社	水管理・防災課長
中部電力株式会社	三重用水管理所	所長代理
	三重水力センター 業務課	副長
三重用水土地改良区		事務局長

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官

事前放流ガイドラインの主な内容

資料一3

○総論

- ・国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象
- ・技術・システムの進展や適用した実績の状況を踏まえ、運用や精度を改善していく観点から、必要に応じて内容を見直す

○基準等の設定方法

◆開始基準の設定

- ・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき

◆事前放流による貯水位低下量の設定方法

- ・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定して貯水位に換算

◆事前放流時の最大放流量

- ・事前放流(貯水位低下量を算定した結果、必要な貯水位低下量が既に確保された状態にある場合において、【P10下線】当該貯水位を維持するために行う放流も、事前放流として取り扱う)による最大放流量は、ダム下流河川の流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の放流能力等を考慮して設定

詳細は別紙

◆事前放流の中止の基準

- ・容量が確保された場合、予測降雨量が変化して基準降雨量に該当しなくなった等の場合には中止

◆事前放流の実施にあたっての留意事項

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ、協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明
- ・河川管理者である国土交通省は、災害や事故の防止等のため必要があるときは、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置をとるよう要請

◆事前放流の操作ルールへの位置づけ

- ・事前放流の開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することを原則とする。利水ダムの操作規程は、河川管理者が、河川管理を適切に行う観点から確認し、関係者において情報共有することが望ましい【P13下線】

○事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

【P16下線】

○事前放流によって河川環境に影響が生じた場合の対応

○適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保

- ・事前放流は、降雨の予測に応じて適時に行うものであり、事前放流の実施に必要な体制を確保し迅速な参集体制を整えておく
- ・事前放流を的確に行うため、ダム施設等を常に良好な状態に保つために必要な観測、計測、定期的な点検及び整備を実施

○施設改良が必要な場合の対応

○(参考)事前放流の河川法上の解釈

事前放流ガイドライン

令和 3年 7月

国土交通省 水管理・国土保全局

事前放流ガイドライン

目次

事前放流ガイドライン	1
1 事前放流	1
1.1 事前放流の目的	1
1.2 本ガイドラインの対象	1
2 事前放流の基準等の設定方法	1
2.1 事前放流の開始基準の設定	1
2.1.1 事前放流の実施を判断する条件	1
2.1.2 基準降雨量の設定方法	1
2.1.3 予測降雨量の設定方法	2
2.2 事前放流による貯水位低下量の設定	3
2.2.1 貯水位低下量の設定	3
2.2.2 貯水位低下量の算定方法	3
2.3 事前放流時の最大放流量	7
2.4 事前放流の中止の基準	8
2.5 事前放流の実施にあたっての留意事項	8
2.6 事前放流の操作ルールへの位置づけ	10
2.7 その他	11
3 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応	11
4 事前放流によって河川環境に影響が生じた場合の対応	13
5 適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保	13
5.1 適切な体制の確保	13
5.2 観測、計測、記録、点検及び整備	13
6 施設改良が必要な場合の対応	13
(参考) 事前放流の河川法上の解釈	14

本ガイドラインは、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象に、事前放流を実施するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。

本ガイドラインの内容については、今後、技術・システムの進展や適用した実績の状況を踏まえ、運用や精度を改善していく観点から、必要に応じて見直しをしていく。

1 事前放流

1.1 事前放流の目的

事前放流は、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水※の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的とする。

※洪水は、一般に、降雨により河川の水量が平常よりも増加すること、また、河川から氾濫することができるが、本ガイドラインでは、河川の水量が平常よりも増加することをいう。

1.2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダム（以下「利水ダム」という。）を対象とする。

2 事前放流の基準等の設定方法

2.1 事前放流の開始基準の設定

2.1.1 事前放流の実施を判断する条件

- ・事前放流の実施を判断する条件は、次のとおりとすることを原則とする。

気象庁から配信される降雨予測に基づくダムごとの上流域の予測降雨量が、ダムごとに設定された基準降雨量以上であるとき。

基準降雨量は、ダム下流の河川で洪水による氾濫等の被害を生じさせるおそれのある規模の降雨の継続時間を考慮したダム上流域の流域平均の雨量とする。

2.1.2 基準降雨量の設定方法

- ・基準降雨量は、当該ダム下流の河川における現況の流下能力※（当該河川の上下流に治水目的のダムがある場合には治水ダムにより洪水が調節されることを前提とする）に相当する規模の洪水を設定し算定することを基本とする。基準降雨量は、対象とする河川の河川整備計画の点検時等にあわせて点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

※現況の流下能力については、ダム直下流も含み本川・支川を問わずダム下流で流下能力が低い箇所見合いで想定される被害の内容等を踏まえて設定することを想定している。なお、ダムごとの厳密な算定が難しい場合には、当面はこれに相当するものとして、任意の年超過確率規模

相当の降雨量とすることができる、この年超過確率規模を水系内に共通する水準とすることもできる。

- ・基準降雨量の降雨継続時間は、ダム上流の流域面積の大きさを考慮するとともに、治水目的のダムの場合はダムの計画における降雨継続時間、また、水系の治水計画における降雨継続時間等を参考にして設定するものとし、「1級河川の基準地点上流面積と降雨継続時間の関係」（参考資料1）を参考にするほか、個別に判断したい場合には24時間（上流域が特に広いなどの場合には48時間）にて設定することができるものとする。

※降雨継続時間の設定にあたっては、ダム上流域の最遠点からダム地点までの洪水の到達時間を算出するとともに、この洪水到達時間程度の短時間雨量の中で洪水ピーク流量との相関が最も高いものにて設定する方法が考えられるが、このような方法による設定が難しい場合には、上記のとおり、参考値をもとに設定することができる。

※ダムごとに上記の基準降雨量を算出することが難しい場合は、水系を分割するなどして当該ダム上流域を含む広い流域（あるいは、水系内の比較的限られた区域に複数のダムが設けられている場合は、当該複数のダム上流域を包含する任意の流域）を切り出して、この流域に係る基準降雨量として算出してもよく、それを複数のダムに共通する値として扱うことができる。

2.1.3 予測降雨量の設定方法

- ・洪水に対する事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本とし、このとき、予測降雨量としては、気象庁の全球モデル（GSM）による数値予報（84時間先までの予測）に基づく時間累積雨量^{※1}を用いることを基本とする（平均降水量ガイドラインを用い、ダム上流域平均雨量とする）。
- ・また、予測降雨量として、気象庁のメソモデル（MSM）による数値予報（39時間先までの予測）に基づく時間累積雨量^{※2}も併せて用いて、2種類の予測降雨量のいずれか大きいものによって基準降雨量以上であるかどうかを確認するようとする。
- ・予測降雨量は、国土交通省がダムごとにGSMとMSMによる数値予報のダム上流域平均の予測値を提示し、ダム管理者が国土交通省のシステムにアクセスして当該ダム上流域平均の予測降雨量値を閲覧することにより入手する。
- ・予測降雨量が国土交通省のシステムに示されている時間帯のうち、実績の降雨量を確認でき、予測値と実績値に大きな差違があるものについては、河川管理者及びダム管理者は、予測降雨量値に代えて、実績値を踏まえた値により基準降雨量以上であるかどうかを確認することができるものとする。

※1 時間は基準降雨量の降雨継続時間とする。当該降雨継続時間が24時間又は48時間又は72時間である場合は、24時間を単位とする平均降水量ガイドラインを用いて、降雨予測期間のうち当該降雨継続時間分の任意時点の降雨量を算出したときの最大値を時間累積雨量（予測降

雨量)とする。ただし、48時間及び72時間を単位とする平均降水量ガイダンスの配信開始後は、当該降雨継続時間が48時間である場合は、48時間を単位とする平均降水量ガイダンスを用い、当該降雨継続時間が72時間である場合は、72時間を単位とする平均降水量ガイダンスを用いて、降雨予測期間のうち当該降雨継続時間分の任意時点の降雨量を算出したときの最大値を時間累積雨量(予測降雨量)とする。当該降雨継続時間が24時間未満の場合は、3時間を単位とする平均降水量ガイダンスを用い、降雨予測期間のうち当該降雨継続時間分の任意時点の降雨量を算出したときの最大値を時間累積雨量(予測降雨量)とする。

※2 時間は基準降雨量の降雨継続時間とする。当該降雨継続時間が24時間である場合は、24時間を単位とする平均降水量ガイダンスを用いて、降雨予測期間のうち当該降雨継続時間分の任意時点の降雨量を算出したときの最大値を時間累積雨量(予測降雨量)とする。当該降雨継続時間が24時間未満の場合は、3時間を単位とする平均降水量ガイダンスを用い、降雨予測期間のうち当該降雨継続時間分の任意時点の降雨量を算出したときの最大値を時間累積雨量(予測降雨量)とする。

2.2 事前放流による貯水位低下量の設定

2.2.1 貯水位低下量の設定

- ・事前放流の量(貯水位低下量)は、次の通りとすることを原則とする。

ダム上流域における予測降雨量^{※1}が流出してダム貯水池に流入するものとし、ダム貯水池へ流入する総量を算定して、これから洪水時の放流等のダムからの放流の総量を減じるとともに、予測時点で空き容量がある場合にはこれも減じた上で、その総量をダムの貯水位に換算して貯水位低下量とする。

- ・事前放流は、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)及び同方針に基づき水系ごとに締結される治水協定に位置づけられた洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において実施する。

2.2.2 貯水位低下量の算定方法

(1) 確保する容量の算定方法

【考え方】

- ・事前放流により利水容量の貯水位を低下させて確保する容量(以下、「確保容量」という。)は、予測降雨量によるダム貯水池へ流入する総量から、洪水調節容量を有する多目的ダムでは当該洪水調節容量及び利水容量が満水位未満の貯水位である場合には当該空き容量(以下、「利水空き容量」という。)及び洪水調節に伴う放流量の時間累積量並びに河川維持流量や利水補給等のための放流が必要である場合にはその時間累積量を減じたもの、利水ダムでは利水空き容量及び洪水時の

放流（算定にあたり操作規程に規定された洪水量等を仮定）の時間累積量並びに河川維持流量や利水補給等のための放流が必要である場合にはその時間累積量を減じたものとする（参考資料2参照）。

【確保容量の算出方法】

算出方法としては下記を用いることとするが、1)は算出精度が比較的高いと考えられる一方で比較的高度な検討技術を要すること、2)は算出作業が容易である一方で算出精度が比較的低くなると考えられることを踏まえ、1)2)の順に選択を検討する。1)2)により難い場合には3)を選択するものとする。

なお、予測降雨量については、今後の展開として、アンサンブル降雨予測など新たな予測手法の活用を視野に入れており、予測手法の進展に応じて必要な検討を行い、適用の見直しをしていく予定である。

1) 流出モデル等による洪水流出解析

予測降雨量^{※1}を入力値として貯留関数法や分布型流出モデル等によって流出計算をし、ダムへの流入量を予測する。

治水を目的に持つ多目的ダムにおいては、当該ダムの洪水調節操作を適用して洪水を貯留するとともに放流する計算を行い、その結果、洪水調節容量が不足した場合に、不足となった時点以降の流入総量と放流総量（→異常洪水時防災操作には移行せず本則操作のまま放流することを仮定した計算をする）の差分から利水空き容量を差し引いたものを算出して確保容量とする。

利水ダムにおいては、ダムに流入する総量の予測値から、上記【考え方】に基づく放流総量と利水空き容量を差し引いたものを算出して確保容量とする。

※1 気象庁の全球モデル（GSM）による数値予報、メソモデル（MSM）による数値予報や、民間気象事業者により提供される予測降雨量などを用いることが考えられる。

2) 以下の簡易計算式による方法（①または②の算定方法）

①の算定方法においてダム放流総量の設定が困難であるなどの場合には、②の算定方法を用いる（参考資料3参照）。

① 予測降雨量値^{※1} × ダム上流域面積 × 流出係数^{※2} (=ダム流入総量)

－洪水調節容量（治水を目的にもつ多目的ダム）

－利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

－ダム放流総量^{※3・※4}

② 予測降雨量値^{※1} × ダム上流域面積 × 流出係数^{※2} (=ダム流入総量)

－利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

－基準降雨量^{※5} × ダム上流域面積 × 流出係数^{※2} (=ダム放流総量)
+洪水調節容量

・ 予測降雨量は、気象庁の全球モデル（GSM）及びメソモデル（MSM）による

数値予報の平均降水量ガイダンスに基づくダム上流域における降雨予測期間（GSM の場合は 72 時間、MSM の場合は 39 時間）の累積降雨量である。予測降雨量の設定にあたっては、事前放流を開始して以降の時間の経過に伴い、数値予報の時点更新に応じて予測降雨量を見直すことが望ましく、その際に、全球モデル（GSM）とメソモデル（MSM）の数値予報のいずれか大きい値によって予測降雨量を見直すようとする。（参考資料 4 参照）

- ・具体には、例えば、次のような対応により、予測降雨量に応じて貯水位低下の見直し（中止を含む）をするものである。

3 日前の時点から GSM の予測降雨量を用いるがその更新（6 時間ごと）のたびに最新の予測降雨量を用いるようにする。

GSM より一般に予測精度が高いとされる MSM による平均降水量ガイダンスの 39 時間累積値が GSM 平均降水量ガイダンスの 72 時間累積値を上回っている場合は、その更新（3 時間ごと）のたびに最新の MSM 平均降水量ガイダンスの 39 時間累積値を用いるようにする。

- ※ 1 予測降雨量は、ダム上流域における降雨予測期間（基準降雨量の降雨継続時間とは異なる）の累積降雨量であり、ダム管理者が、国土交通省のシステムにアクセスして当該ダム上流域平均の予測降雨量値を閲覧することにより入手することができる。
- ※ 2 水系・河川毎の観測データを参考に設定する方法を用いるが、過去の観測データが十分にない場合等においては、河川砂防技術基準（調査編、計画編）に示されるものうちダム上流域の地形状態に近いと思われるものを用いることを基本とする。また、これらにより個別に判断しがたい場合には 0.75（山地対象）を用いることもできる。なお、河川砂防技術基準（調査編、計画編）に示される流出係数は、地形・地質や土地利用形態を正確に反映したものではなく、流域が飽和に近い状態にあることを前提としており大きめの流出量が算定される面があるが、土壤中に浸透した水が後から流出していく量は考慮されていない面もある。
- ※ 3 洪水調節容量を有する多目的ダムでの洪水調節に伴う放流量としては、洪水調節時の一定放流量（洪水調節開始流量又は計画最大放流量）を用いることが考えられ、利水ダムの放流量としては、操作規程に規定された洪水量、河川維持流量や利水補給等のための放流が必要である場合の利水補給については当該時期の必要補給量（許可量等）を用いることが考えられる。
- ※ 4 多目的ダムでの洪水調節に伴う放流量として洪水調節時の一定放流量（洪水調節開始流量又は計画最大放流量）を用いる場合及び利水ダムでの洪水時の放流量として操作規程に規定された洪水量等を用いる場合の期間は、予測降雨量データ（GSM・MSM の 3 時間を単位とする平均降水量ガイダンスの経時変化値）における経時変化において降雨量値を有する一連の期間（降雨継続時間～GSM では 72 時間が最長、MSM で

は 39 時間が最長で、雨の降り終わりが予測されている場合は降り終わりまでの期間) とし、この一連の期間については、弱い降雨量値※が継続している期間を除外して降雨量値が顕著な増減や一定の量（例えば数ミリ／時間）を示している期間（‘山型’のまとまりのある経時変化を呈している期間）として捉えることが考えられる。また、利水ダムで河川維持流量や利水補給等のための放流が必要である場合の期間は、降雨予測期間において当該放流による補給が必要な期間が考えられる。

※例えば、気象庁が定義する弱い雨(1 時間降雨量が 3 mm 未満の強さの雨)

※ 5 2. 1. 2 で設定する基準降雨量

3) その他の方法

1) 2) により難い場合には、その他の方法によるものとする。

(2) 確保する容量から貯水位低下量への換算方法

ダムの貯水位-容量曲線式を用いて確保容量を水位に換算し、貯水位低下量を算定する。

なお、利水ダムにおいて、河川法第 44 条に基づき河川の従前の機能維持のために確保する空き容量の下限水位が設定されている場合には、この水位からさらに低下させるものとして洪水規模を勘案して貯水位低下量を算定する。

(3) その他留意事項

- ・水系に複数のダムがある場合に、配置状況に応じた確保容量を算定する必要がある。このときには、河川管理者、関係ダム管理者が調整して確保容量を設定する。
- ・配置状況に応じた確保容量算定の基本的な考え方は次の通り（参考資料 5 参照）。

①複数ダムが同一河川で上下流連続的に近接して配置されている場合

複数のダムをひとまとまりのダムと捉え、最下流のダムにおいてダム流入総量及びダム放流総量を設定して確保容量を算出し、これを各ダムの洪水調節可能容量比で按分して各ダムに割り当てることなどにより、各ダムの確保容量とする。

②複数ダムが同一河川で上下流連続的に離れて配置されている場合

当該ダムの上流域全面積を対象としてダム流入総量を算出し、これから上流にあるダムの確保容量（確保容量を用いることが困難である場合には洪水調節可能容量を用いることも考えられる）を減じるとともに、当該ダムの放流総量を減じたものを当該ダムの確保容量とする。

③上流の流域面積が数百 km² 以上など広大であり、上流に他ダムが支川に分散していくつもある場合（各ダムが離れている場合）

当該ダムの上流域全面積を対象としてダム流入総量を算出し、これから上流

にあるダムの確保容量（確保容量を用いることが困難である場合には洪水調節可能容量を用いることも考えられる）を減じるとともに、当該ダムの放流総量を減じたものを当該ダムの確保容量とする。

※なお、個別のダムの配置状況と洪水調節可能容量や流域面積などによっては、上記の基本的な考え方によらないことがある。

2.3 事前放流時の最大放流量

- ・事前放流（2.2.2(2)により貯水位低下量を算定した結果、必要な貯水位低下量が既に確保された状態にある場合において、当該貯水位を維持するために行う放流も、以下「事前放流」として取り扱う（ただし、2.4 事前放流の中止の基準（2）を除く））による最大放流量は、当該ダム下流の河川における流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の放流能力、堤体及び貯水池法面の安定を確保できる水位低下速度等を考慮して設定する。
- ・水系に複数のダムがある場合に、放流設備の放流能力の差違についての基本的な考え方は次の通り（参考資料6参照）。

上流にAダム、下流にBダムが配置されているとする。

AダムとBダムが洪水吐により事前放流を実施する場合（Aダムの洪水吐放流能力 $x \text{ m}^3/\text{s}$ 、Bダムの洪水吐放流能力 $y \text{ m}^3/\text{s}$ ）、一般には下流ダムの洪水吐放流能力は上流ダムの洪水吐放流能力よりも大きいと考えられ、 $x \leq y$ であるときは、それぞれのダムの放流能力（ $x \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $y \text{ m}^3/\text{s}$ ）のもとに事前放流することを基本とする。

次に、AダムとBダムが利水放流設備のみを用いて事前放流を実施する場合（Aダムの利水放流能力 $\alpha \text{ m}^3/\text{s}$ 、Bダムの利水放流能力 $\beta \text{ m}^3/\text{s}$ ）、 $\alpha > \beta$ であるときは、下流のBダムは、事前放流により $\beta \text{ m}^3/\text{s}$ を放流しても上流のAダムからの放流量 $\alpha \text{ m}^3/\text{s}$ の流入により貯水位を低下させることが困難となることが考えられる。このような場合、Aダムからは事前放流により $\alpha \text{ m}^3/\text{s}$ を放流するが、各ダムとも事前の貯水位低下（空き容量の確保）につながりうる努力はすべきであることから、Bダムにおいても $\beta \text{ m}^3/\text{s}$ の放流を実施することを基本とする。

なお、AダムとBダムそれぞれの洪水調節可能容量は基本的には利水放流能力に比例していると考えられることから、 $\alpha < \beta$ のように下流のダムの利水放流能力が大きい場合には、それぞれのダムの利水放流能力（ $\alpha \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $\beta \text{ m}^3/\text{s}$ ）のもとに事前放流することを基本とする。

※ $\alpha > \beta$ であるものの、上流Aダムの洪水調節可能容量が下流Bダムの洪水調節可能容量よりも小さい場合、または $\alpha < \beta$ であるものの、上流Aダムの洪水調節可能容量が下流Bダムの洪水調節可能容量よりも大きい場合には、事前放流の実施を判断してから洪水発生までの期間の中でA

ダムとBダムのそれぞれがどれだけの時間にわたり事前放流を実施するかに応じて両ダムで確保する容量を最大化するという最適化の問題になると考えられ、上記の基本的な考え方によらないことがある。

2.4 事前放流の中止の基準

事前放流操作を中止する判断基準は次のとおりとし、ダムの構造上の制限等によりダム毎に適切に判断する。

- (1) 事前放流操作を行っている場合において、流入量が操作規則・施設管理規程・操作規程に規定されている洪水量等に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し洪水調節操作もしくは洪水時における措置（洪水時の操作）に移行する。
- (2) 事前放流操作を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。
- (3) 事前放流操作を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として 2.1 の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。
- (4) 事前放流操作を行っている場合において、流入量が操作規則・施設管理規程・操作規程に規定されている洪水量等に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- (5) 上記(1)～(4)にかかわらず、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

2.5 事前放流の実施にあたっての留意事項

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ、協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体（ダム下流を基本とする。以下同じ。）に説明することとする。
- ・ダム管理者は、事前放流を実施するにあたっては、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、開始・中止の情報共有を図るものとする。
- ・ダム管理者は、ダムの洪水吐又は放流管からの放流（当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む）を行う際には、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、関係機関に対する

通知や一般に周知させるための措置を行うものとする。

なお、河川管理者は、災害や事故の防止等のため必要があるとき（例えば、複数のダムが配置されている水系の本支川において上流各ダムからの事前放流の放流量が合流したときに河川利用等への影響が認められる場合）は、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置をとるよう要請する。

- ・河川管理者は、気象庁から当該水系に関する「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「(大雨に関する)全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢※に入るよう伝える。
 - ・河川管理者は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢※を解除するよう伝える。
- ※実施する態勢とは、ダム管理者が、事前放流を実施するかどうかを判断するため、予測降雨量を注視する状態をいう。
- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を隨時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量 (リアルタイムの値)	情報を有する各者が、国土交通省の共有システム※に情報を伝送し、国土交通省は集約した情報を関係者へ提供するとともに、一般にも公開する。 ※統一河川情報システム等
事前放流を実施するにあたっての 気象情報（降雨予測等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測）のうちGSM・MSM等のいずれを利用しているかについて、河川管理者へ情報提供する。
既存ダムの下流の河川水位	情報を有する各者が、国土交通省の共有システム※に情報を伝送し、国土交通省は集約した情報を関係者へ提供するとともに、一般にも公開する。 ※統一河川情報システム等
避難に係る準備・勧告・指示の発令 状況	各者が、●●県、●●市の防災情報サイト等を利用する。

2.6 事前放流の操作ルールへの位置づけ

事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、本ガイドラインに即して作成することを原則とする。利水ダムの操作規程（※）については、河川管理者が、河川管理を適切に行う観点から、ダム毎に設定された事前放流の開始基準や放流量等が下流河川における安全性を確保する上で支障のない内容となっているかを確認する。河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体において、利水ダムの操作規程（※）を情報共有することが望ましい。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

※操作規程等により河川管理者の事前確認を得ることが義務付けられた実施要領を含む。

【利水ダムの操作規程へ記載する場合の例】

第 α 条 予備警戒時における措置

水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第 β 条 洪水警戒時における措置

水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

【事前放流実施要領の記載例】

(通則)

第1条 ○○ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか（操作規程第○条に定めるほか）、この要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 次に掲げる条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である○○mm（／○○時間）以上であるとき

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高○○.○メートルの水位を限度水位^{*}として予測降雨量に応じた低下目標水位を設定し、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(関係機関への通知)

第4条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関[※]に通知する。

※ 操作規程別表第○に定める関係機関とする場合もある

(中止)

第5条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し洪水調節操作もしくは洪水時における措置（洪水時の操作）に移行する。

2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位

を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

- 3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として 2.1 の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。
- 4 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- 5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

※ 国土交通省所管ダムについては、平成 13 年 11 月 28 日通知の国土交通省所管ダムの操作規則及び操作規則に関する記載例（以下、「標準規則」及び「標準細則」という。）において、標準規則第 19 条第 1 項第 5 号及び標準細則第 6 条第 2 号を適用するものとし、あらかじめ整備局長等の承認を得なければならないものとする。

2.7 その他

既に事前放流の実施要領等を定めて運用を行っているダムにおいては、当面の間、当該運用に基づき実施することもできる。

3 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

本ガイドラインに基づく事前放流を行った後、低下させた水位が回復せず、ダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合は、河川管理者は水利用の調整について関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。関係利水者は、渇水調整協議会等において弾力的な水融通の方法を協議する。

また、こうした場合に備え、代替施設による補給等によりできるだけ実害が生じないよう、予め可能な範囲で対応策を検討しておくこととする。

一級河川の、国土交通省が管理するダム、水資源機構が管理するダム、利水ダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別の負担が生じた場合にあっては、国が損失補填を行うものとする。

一級河川の指定区間に設置された多目的ダム、二級河川のダムにおいて、必要な水量が確保できず、利水者に特別の負担が生じた場合にあっては、河川を管理する都道府県が損失補填について検討するものとする。なお、都道府県が行う損失補填に要する経費につい

では、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる。

【損失補填の内容】

損失補填とは、事前放流に使用した利水容量等が回復しないことに起因して、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象庁による降雨予測と実績とに著しい相違が生じたことに合理的理由がある場合、機能回復のために要した措置等について、利水事業者の申し出に基づき、河川管理者と利水事業者（利水ダムの管理者およびダムに権利を有する者。以下同じ。）が協議の上、必要な費用を河川管理者が負担するものである。

① 発電

事前放流に使用した利水容量が従前と同等に回復しないことに起因して生じる電力の減少に対する火力発電所の焚き増し等の代替発電費用の増額分とする。なお、火力発電所の焚き増し等による費用とは、減少した発電量に発電事業者の火力発電所の焚き増し等の発電単価を乗じた費用とする。事前放流による増電がある場合は、これを考慮する。

② 水道

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分とする。

③ 工業用水

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び代替水源等対策費用の増額分とする。

④ かんがい

事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する土地改良区等の蓄水活動費用及び代替水源対策費用等の増額分とする。

【損失補填対象期間及び申し出期間】

損失補填の対象期間は、事前放流に使用した利水容量等が従前に回復しなかった時点から、その後回復した時点までの期間とする。なお、水位が回復しなかったこと及び回復したことについては、多目的ダムのダム管理者から利水事業者のうち当該ダムに権利を有する者又は利水ダム管理者から利水事業者のうち当該ダムに権利を有する者及び河川管理者に通知するものとする。申し出は、利水事業者が河川管理者に行うものとし、申し出期間は、ダム管理者から通知を受けた日から6ヶ月以内を原則とする。

※具体的な手続きや算定方法については、別途、手続きとして整理する予定。

4 事前放流によって河川環境に影響が生じた場合の対応

本ガイドラインに基づく事前放流を行った後、事前放流を原因とする影響が河川環境に生じたことが認められ、その結果として河川管理者以外の者に特別の負担が生じた場合で、その負担に合理的理由がある場合は、河川管理者は必要な対応を行うものとする。

5 適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保

5.1 適切な体制の確保

事前放流は、降雨の予測に応じて適時に行うものであり、ダム操作や関係機関への連絡・一般周知等を伴うものであることから、事前放流の実施に必要な体制を確保し迅速な参集体制を整えておくものとする。

5.2 観測、計測、記録、点検及び整備

事前放流を的確に行う観点から、操作規則、施設管理規程、操作規程等を踏まえ、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つために必要な観測、計測、定期的な点検及び整備を実施する。

6 施設改良が必要な場合の対応

効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、必要な対応を進めていくこととする。

(参考) 事前放流の河川法上の解釈

(事前放流の法的な性格)

公共用物たる河川を利用する利水ダム管理者には、当該河川で発生する災害の防除に積極的に協力する社会的責務があり、これを前提に河川法第 52 条では、河川管理者から利水ダム管理者へ事前放流を指示できることを定めている。

このため、利水ダムの事前放流は、利水ダム管理者の判断のみで実施されるものではなく、災害の発生が急迫する場合には同条の指示が河川管理者により行われることを念頭に、治水上の必要性から、河川管理者による河川の管理の一環として、治水協定の協議・締結、操作規程（※）の承認を通じて河川管理者が利水ダム管理者に実施を求めるものである。

※操作規程等により河川管理者の事前確認を得ることが義務付けられた実施要領を含む。

また、これまでに、河川管理者は、同条の指示に基づく利水ダム管理者による措置が円滑に行われることを意図して、事前放流の実施条件や実施方法、連絡方法等を定めた治水協定を利水ダム管理者と協議・締結してきており、この治水協定においては、利水ダム管理者は河川管理者による同条の指示がなくとも事前放流を実施することに合意して頂いており、この点では、利水ダムの事前放流は利水ダム管理者の協力により行われるものである。

このように、利水ダムの事前放流は、同条の指示を行い得ることを念頭に、治水上の責任を有する河川管理者が河川の管理の一環として利水ダム管理者に実施を求めるものであるが、利水ダム管理者の協力により、同条の指示を行うことなく実施されているものである。

今回の河川法改正では、令和元年東日本台風など水害の激甚化や気象予測技術の発展を背景に、治水協定に基づいて行われている事前放流に継続して取り組んでいくために、「ダム洪水調節機能協議会」、「都道府県ダム洪水調節機能協議会」を河川法に位置付け、利水ダム管理者等に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務を課すこととしたものである。

(河川管理者及び利水ダム管理者の役割)

河川管理者は、法第 47 条第 1 項に規定する操作規程の承認手続のなかで、操作規程に従ったダム操作により治水上の支障が生じないかを確認する責務がある。また、利水ダム管理者には、同条第 3 項により、承認された操作規程に従ってダムを操作する責務がある。

(今後の洪水調節機能の強化に向けて)

今後は、「ダム洪水調節機能協議会」、「都道府県ダム洪水調節機能協議会」での協議を通じて、事前放流の実施条件や利水ダムの能力等の理解を深め、より円滑に事前放流を実施できるよう取り組む。

また、利水ダム等の洪水調節機能の一層の向上を図るため、河川管理者は、関係利水者の協力を得つつ、事前放流で確保した空き容量を最大限有効に活用するためのダムの操作方法や必要な機能改善などの検討を進めていくこととしており、その結論を踏まえて、事前放流ガイドラインの見直しを行っていく予定である。

1級河川の基準地点上流面積と降雨継続時間の関係

【参考資料1】

- 1級河川の河川整備基本方針における、基準地点上流面積と対象降雨の降雨継続時間との関係を表した。概ねの傾向は、400km²までは6～12時間、400km²以上は12時間以上が採用されている。

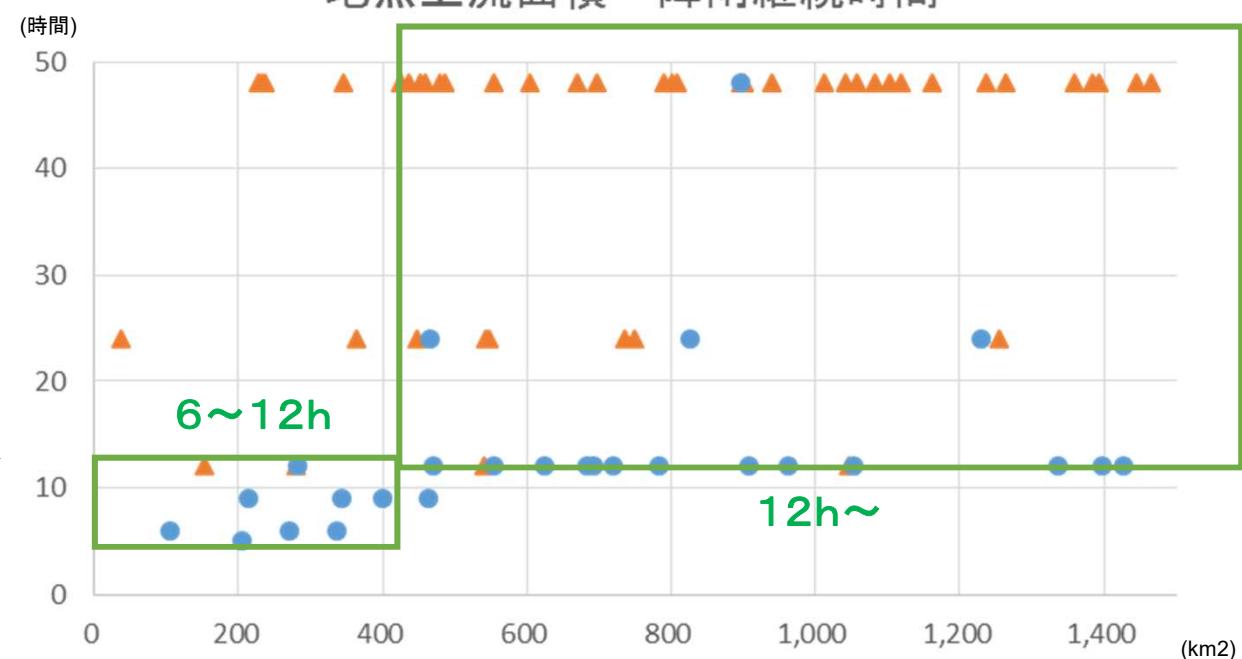
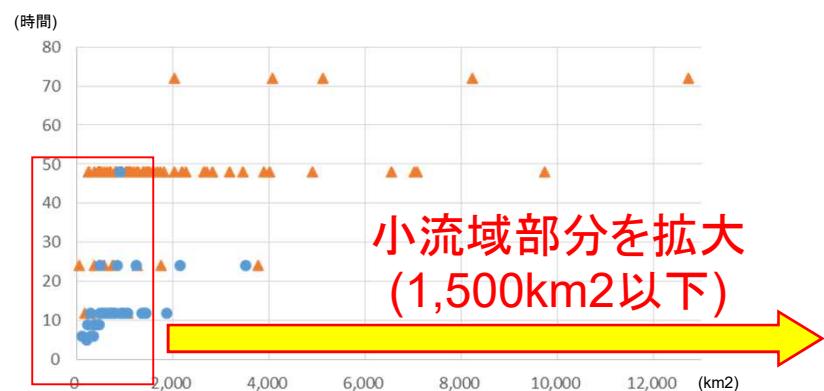
主な分布の傾向

降雨継続時間	地点上流面積
6 h	100～400 km ²
9 h	200～500 km ²
12 h	300～2,000 km ²
24 h	400～4,000 km ²

【凡例】

- : 降雨継続時間の詳細検討を実施(平成18年4月以降)し、時間単位となっているもの
- ▲: 上記以外(工実踏襲や日単位)

地点上流面積一降雨継続時間



事前放流による貯水位低下量の設定方法

【参考資料2】

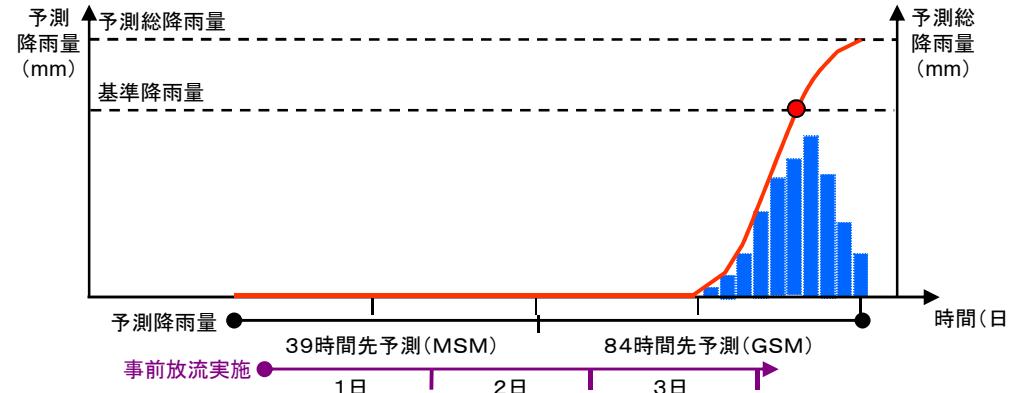
○事前放流の開始基準

気象庁から配信される予測降雨量に基づくダム上流域の予測降雨量が基準降雨量以上であることを事前放流の開始基準とする。

【事前放流の開始基準】

予測降雨量(GSM・MSMによる時間累積雨量) > 基準降雨量※

※現況の治水施設(河道・ダム等)の能力・整備水準に相当する規模の洪水における降雨量

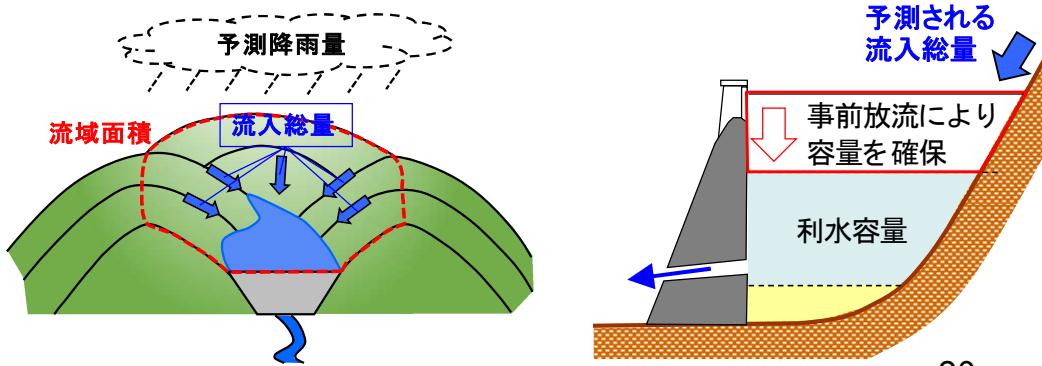


○貯水位低下量の設定方法

貯水位低下量は、確保容量※(予測されるダムへの流入総量からダムからの放流総量を減じたうえで、予測時点の空き容量を考慮した容量)を貯水位に換算して設定。

※ 予測されるダム流入総量 - 洪水調節容量(治水を目的に持つ多目的ダム)

- 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量 - ダム放流総量



○流出係数の設定方法

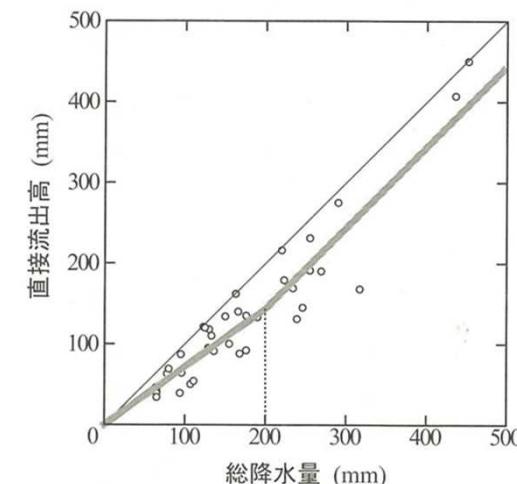
以下の方法等が考えられる。

- (1) 河川砂防技術基準(調査編)の流出係数をもとに設定
物部による日本河川の流出計数(物部、1993)

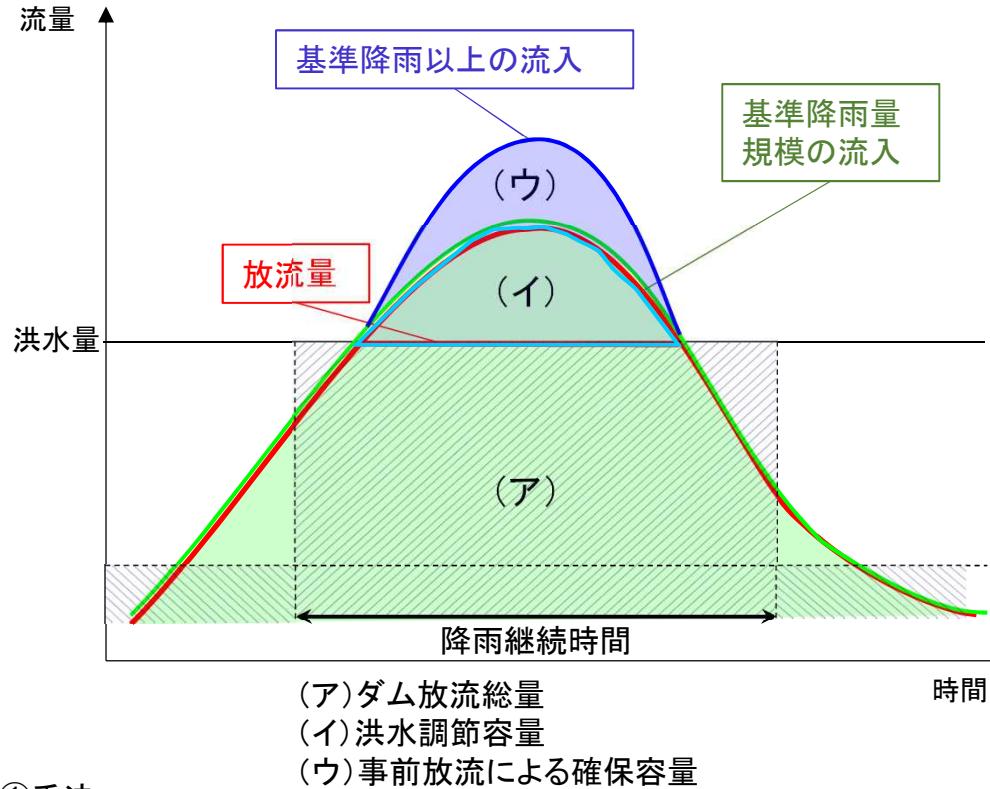
表3-2-1 日本地内河川の流出係数

地形の状態	Fp
急しゅんな山地	0.75~0.90
三紀層山地	0.70~0.80
起伏のある土地および樹林地	0.50~0.75
平らな耕地	0.45~0.60
灌漑中の水田	0.70~0.80
山地河川	0.75~0.85
平地小河川	0.45~0.75
流域の半ば以上が平地である大河川	0.50~0.75

- (2) 過去の総降雨量と総流出量の実績をもとに流出係数を設定



○多目的ダム



①手法

確保容量(ウ)

$$= \text{予測降雨量値} \times \text{ダム上流域面積} \times \text{流出係数}$$

- 洪水調節容量(イ)

- 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

—ダム放流総量(ア:洪水量×降雨継続時間、必要補給量)

②手法

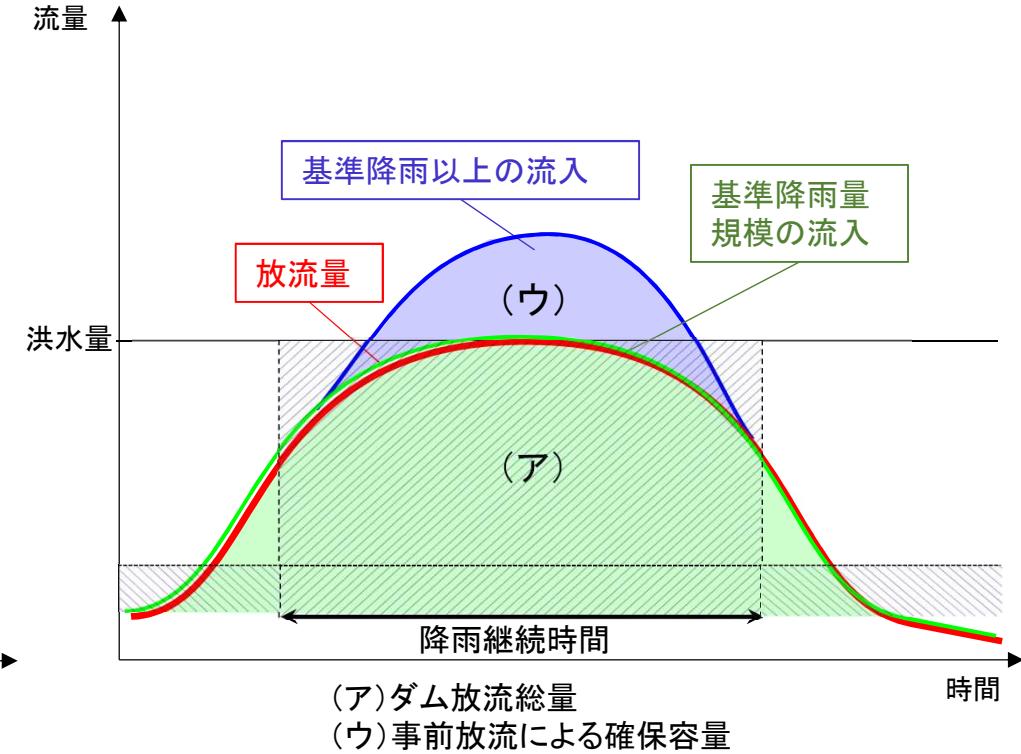
確保容量(ウ)

$$= \text{予測降雨量値} \times \text{ダム上流域面積} \times \text{流出係数}$$

- 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

- 基準降雨量×ダム上流域面積×流出係数【(ア)+(イ)】

○利水ダム



①手法

確保容量(ウ)

$$= \text{予測降雨量値} \times \text{ダム上流域面積} \times \text{流出係数}$$

- 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

—ダム放流総量(ア:洪水量×降雨継続時間、必要補給量)

②手法

確保容量(ウ)

$$= \text{予測降雨量値} \times \text{ダム上流域面積} \times \text{流出係数}$$

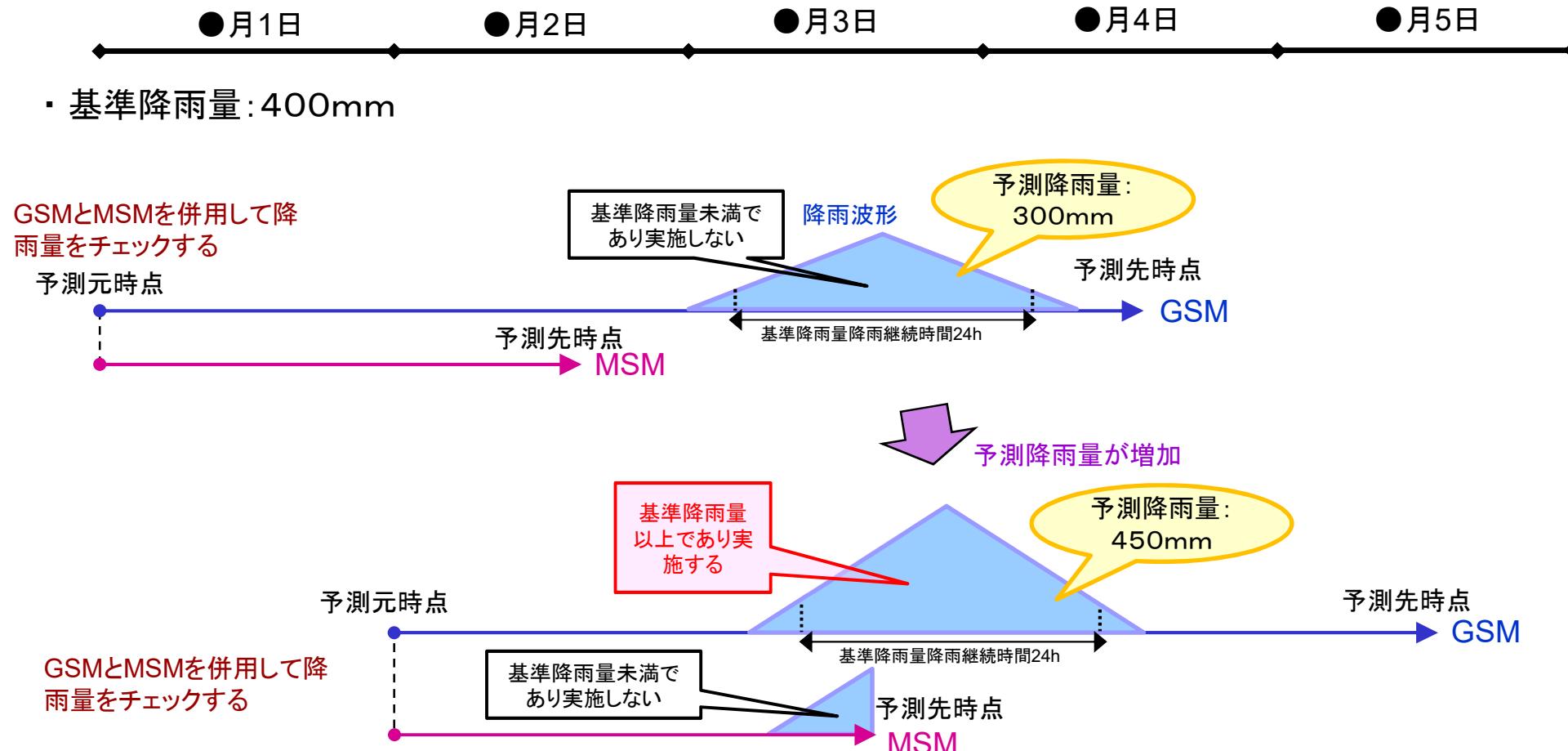
- 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量

- 基準降雨量×ダム上流域面積×流出係数【(ア)】

降雨予測と実施判断(トリガー)の時間経過イメージ(1)

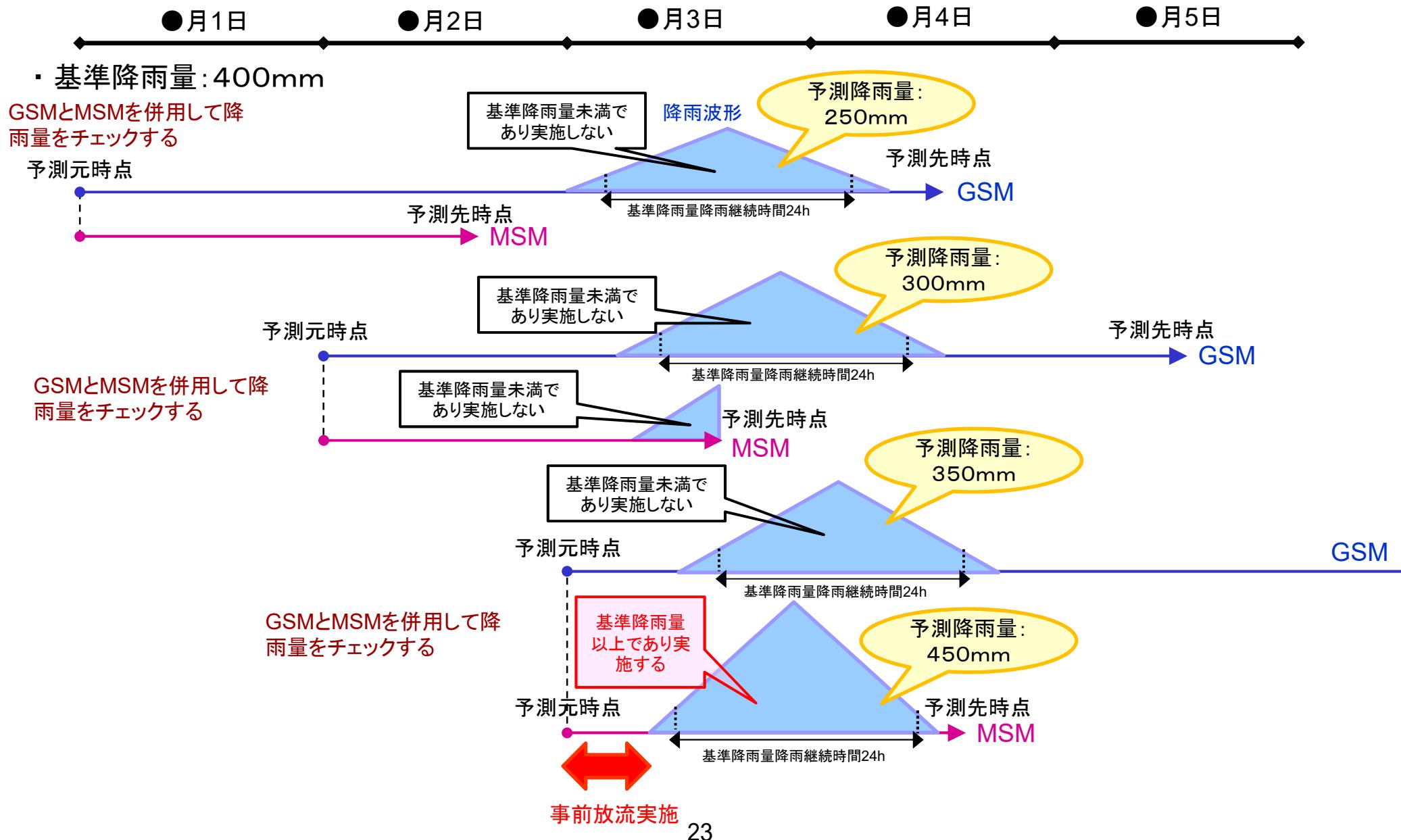
【参考資料4】

- GSMとMSMを併用して降雨量をチェックし、リードタイムの長いGSMにより実施を決めるケース



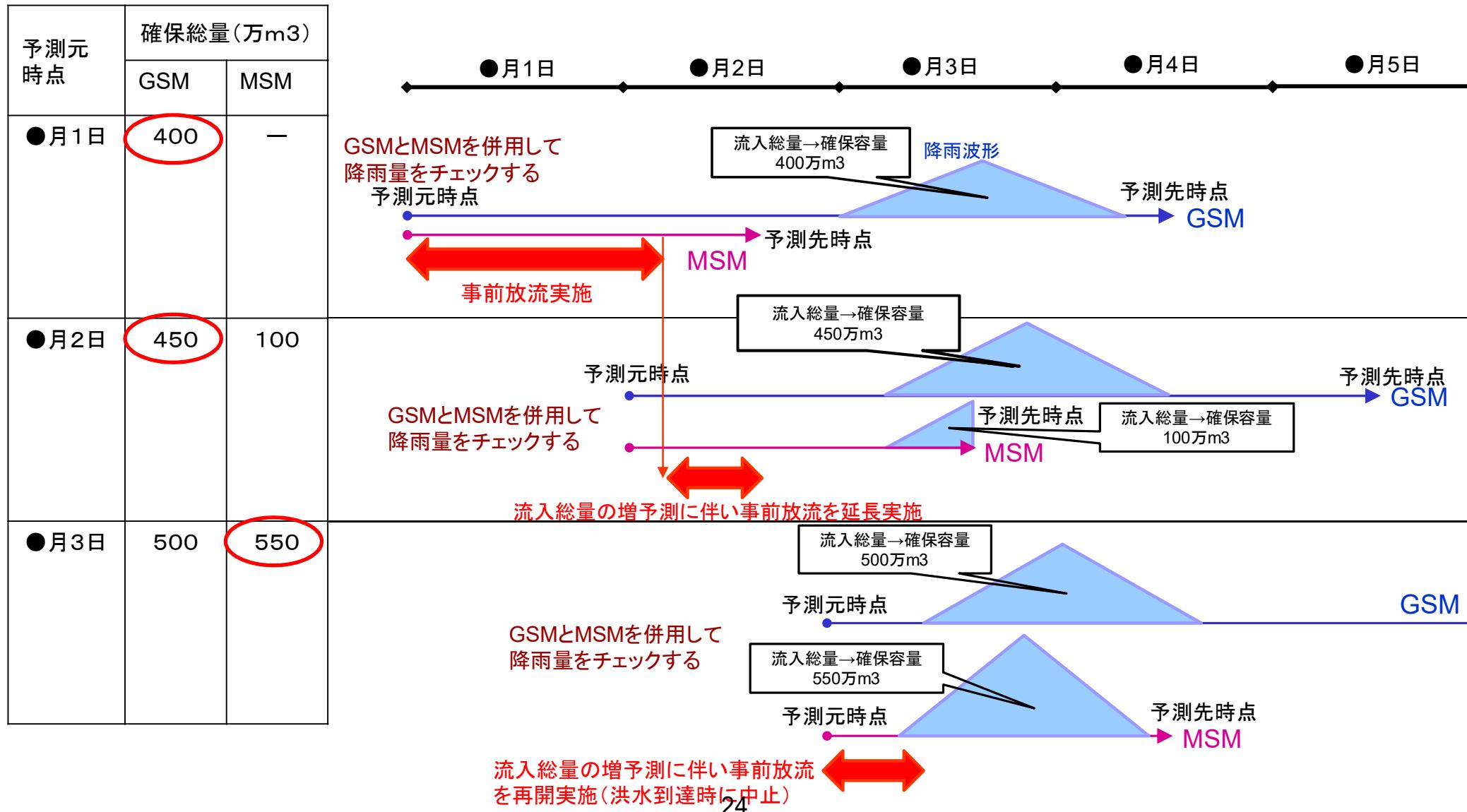
降雨予測と実施判断(トリガー)の時間経過イメージ(2)

- GSMとMSMを併用してチェックするが、結果として、GSMではなくMSMにより実施を決めるケース



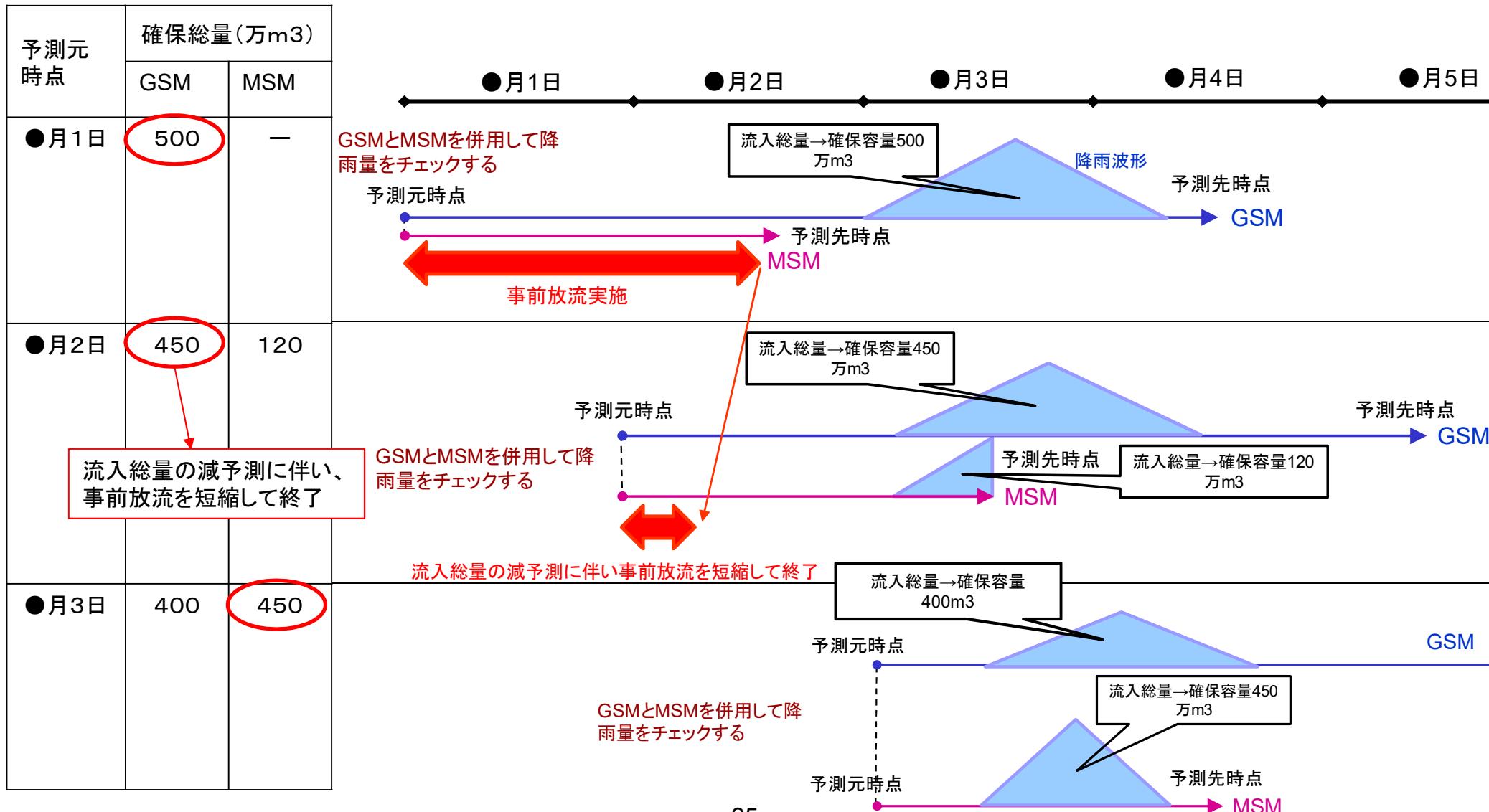
降雨予測と確保容量設定の時間経過イメージ(3)

- GSMにより3日前にて実施を決め、GSMにより確保容量を設定するが、時間経過とともに降雨予測量が増え、最終的に、MSMにより確保容量を見直すケース(一旦終了後に再開するケース)



降雨予測と確保容量設定の時間経過イメージ(4)

- GSMにより3日前にて実施を決め、GSMにより確保容量を設定するが、時間経過とともに降雨予測量が減るケース(当初より早めに終了するケース)



水系に複数のダムがある場合の貯水位低下量の算定方法(1)

【参考資料5】

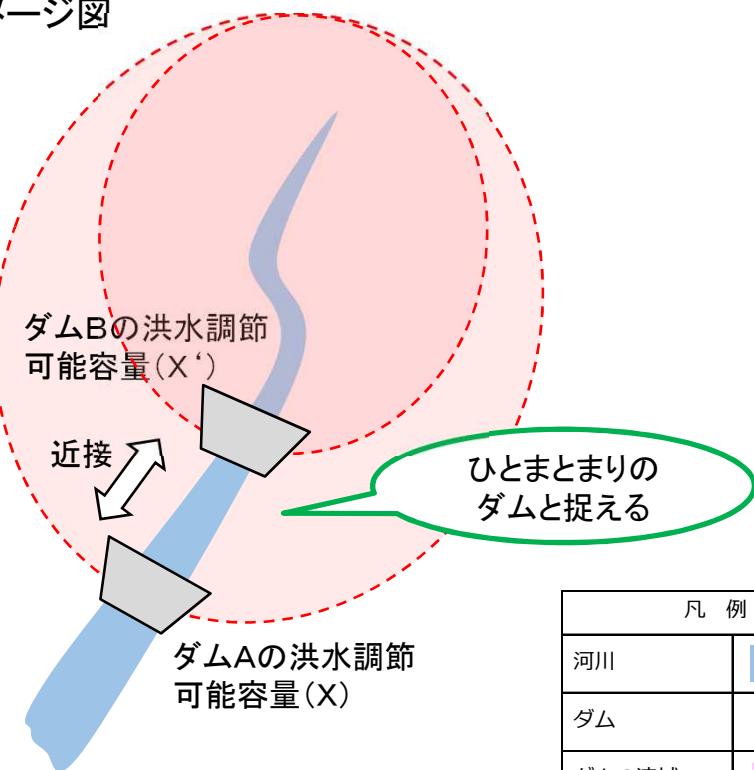
①複数のダムが同一河川で上下流連続的に近接して配置されている場合

【確保容量の算定方法】

複数のダムをひとまとまりのダムと捉え、最下流のダムにおいてダム流入総量及びダム放流総量を設定して確保容量を算出し、これを各ダムの洪水調節可能容量比で按分して各ダムに割り当てるなどにより、各ダムの確保容量とする。

※複数のダムが同一河川で上下流連続的に配置されている場合、基本的には、「②複数のダムが同一河川で上下流連続的に離れて配置されている場合」の方法を用いるが、近接して配置されひとまとまりのダムと捉えられる場合にはこの方法を用いる。

●イメージ図



凡 例	
河川	
ダム	
ダムの流域	

●算定式

・ひとまとまりのダムの確保容量(V)

$$= \text{ダムAの流入総量}$$

—ダムAの洪水調節容量(治水を目的にもつ多目的ダム)

—ダムAの利水容量が満水位未満である場合の当該空き容量

—ダムAの放流総量

・ダムAの確保容量(VA)

$$= V \times (X \div (X+X'))$$

・ダムBの確保容量(VB)

$$= V \times (X' \div (X+X'))$$

※個別のダムの配置状況と洪水調節可能容量や流域面積などによっては、上記の基本的な考え方によらないことがありうる。

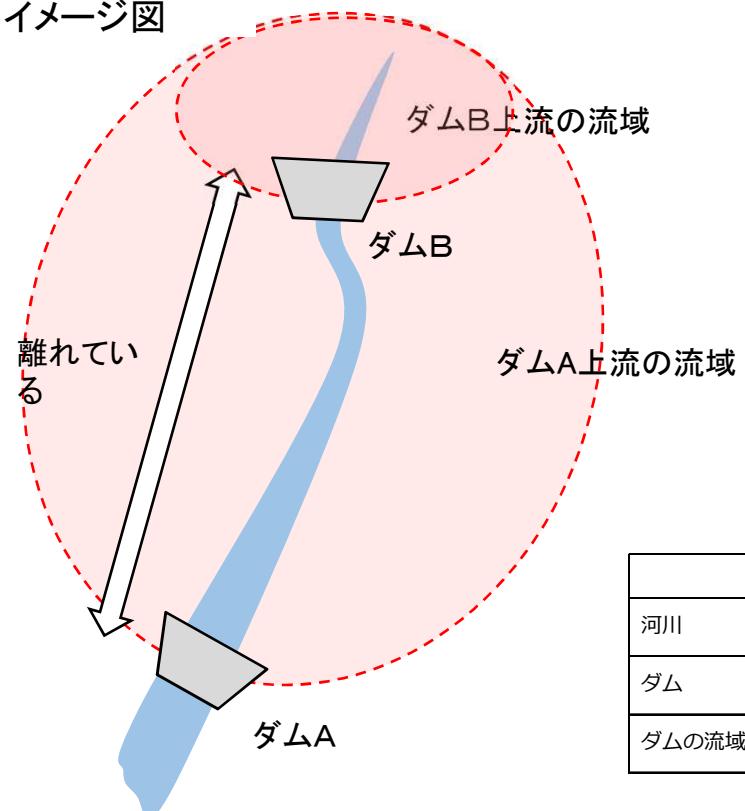
水系に複数のダムがある場合の貯水位低下量の算定方法(2)

②複数のダムが同一河川で上下流連続的に離れて配置されている場合

【確保容量の算定方法】

当該ダムの上流域全面積を対象としてダム流入総量を算出し、これから上流にあるダムの確保容量を減じるとともに、当該ダムの放流総量を減じたものを当該ダムの確保容量とする。

●イメージ図



●算定式

- ・当該ダムAの確保容量(V)
= ダムAの流入総量
—ダムAの洪水調節容量(治水を目的にもつ多目的ダム)
—ダムAの利水容量が満水位未満である場合の当該空き容量
—ダムAの放流総量
—ダムBの確保容量

※個別のダムの配置状況と洪水調節可能容量や流域面積などによっては、上記の基本的な考え方によらないことがありうる。

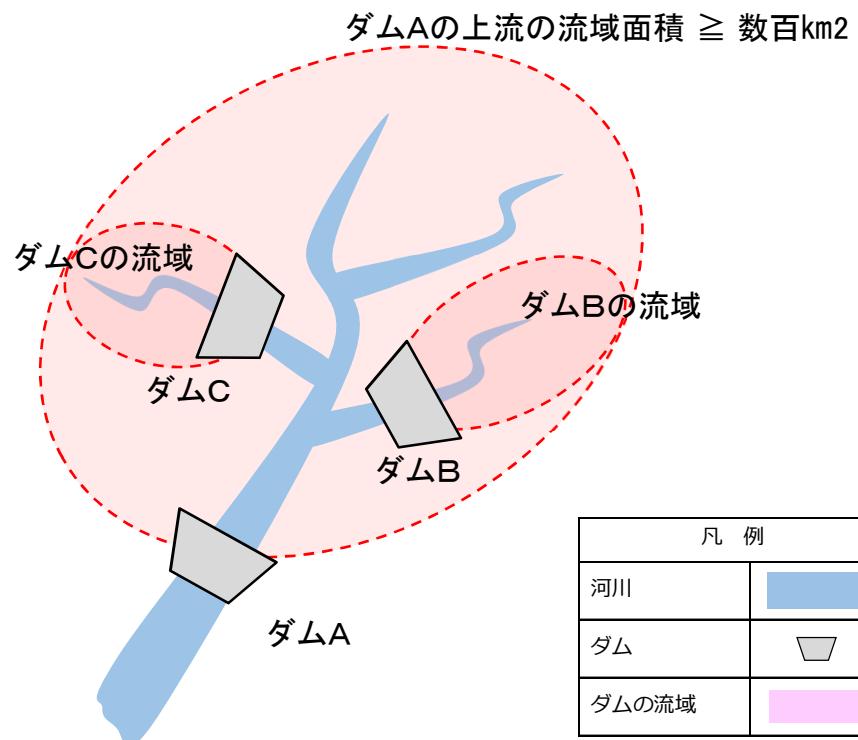
水系に複数のダムがある場合の貯水位低下量の算定方法(3)

③ダム上流に他ダムが支川に分散していくつもある場合(各ダムが離れている場合)

【確保容量の算定方法】

当該ダムの上流域全面積を対象としてダム流入総量を算出し、これから上流にあるダムの確保容量を減じるとともに、当該ダムの放流総量を減じたものを当該ダムの確保容量とする。

●イメージ図



●算定式

- ・ダムAの確保容量
- = ダムAの流入総量
 - ダムAの洪水調節容量(治水を目的にもつ多目的ダム)
 - ダムAの利水容量が満水位未満である場合の当該空き容量
 - ダムAの放流総量
- ダムBの確保容量
- ダムCの確保容量

※個別のダムの配置状況と洪水調節可能容量や流域面積などによっては、上記の基本的な考え方によらないことがありうる。

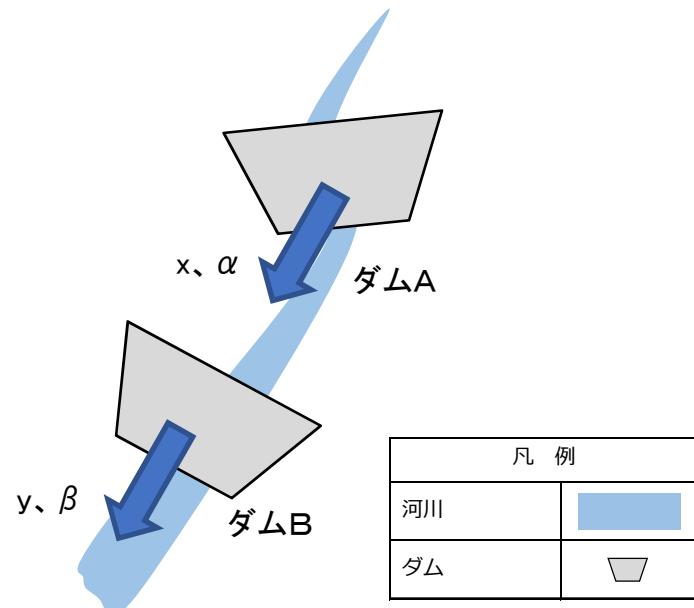
水系に複数のダムがある場合における各ダムの放流量

【参考資料6】

○水系に複数のダムがある場合における放流設備の放流能力の差違についての基本的な考え方

● イメージ図

	ダムA	ダムB
洪水吐放流能力 (m ³ /s)	x	y
利水放流能力 (m ³ /s)	a	β



● 基本的な考え方

【AダムとBダムが洪水吐により事前放流を実施する場合】

- 一般には、下流ダムの洪水吐放流能力は上流ダムの洪水吐放流能力よりも大きいと考えられ、 $x \leq y$ であるときは、それぞれの放流能力 (x m³/s, y m³/s) のもとに事前放流することを基本とする。

【AダムとBダムが利水放流設備のみを用いて事前放流を実施する場合】

○ $\alpha > \beta$ の場合

- ダムBは、事前放流により β m³/sを放流しても、ダムAからの放流量 α m³/sにより貯水位を低下させることが困難。
- この場合、ダムAからは事前放流により α m³/sを放流するが、各ダムとも事前の貯水位低下(空き容量の確保)につながりうる努力はすべきであることから、ダムBにおいても β m³/sの放流を実施することを基本とする。

○ $\alpha < \beta$ の場合

- ダムBの利水放流能力が大きい場合には、それぞれのダムの利水放流能力 (α m³/s, β m³/s) のもとに事前放流することを基本とする。

※個別のダムの配置状況と洪水調節可能容量や流域面積などによっては、上記の基本的な考え方によらないことがありうる。